

## 契 約 書 (案)

魚沼市 (以下「発注者」という。) と〇〇 (以下「受注者」という。) はカラー複合機・モノクロ複合機 (以下「機器」という。) の賃貸借及び保守に関して、下記の条項により契約を締結する。

1 番号及び件名 令8現長北使-8号 北部庁舎複合機賃貸借

(契約の目的)

第1条 本契約は、発注者が使用する第3条記載の機器について受注者は発注者の業務遂行上、支障が生じないように常時正常な状態で稼働するよう保守管理を行い、発注者はこれに対する料金を支払うことを目的とする。

(賃貸借期間)

第2条 本契約の賃貸借期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。

(対象機器)

第3条 本契約の対象となる機器は【メーカー名 型番】とする。

(設置場所)

第4条 機器の設置場所は新潟県魚沼市須原520番地 魚沼市北部庁舎 1階事務室とする。

(契約単価)

第5条 契約単価は、次のとおりとする。

(1) 月額レンタル料金

(ア) カラー複合機 〇〇〇〇円 (取引に係る消費税及び地方消費税は別途加算する。)

(イ) モノクロ複合機 〇〇〇〇円 (取引に係る消費税及び地方消費税は別途加算する。)

(2) 月額保守カウンター料金

(ア) カラー1枚 〇〇円 (取引に係る消費税及び地方消費税は別途加算する。)

(イ) モノクロ1枚 〇〇円 (取引に係る消費税及び地方消費税は別途加算する。)

(費用負担)

第6条 費用負担は、次のとおりとする。

(1) 搬入、設置、初期設定に要する費用は受注者の負担とする。

(2) 必要に応じた環境設定、保守管理及び障害対応時に要する費用は受注者の負担とする。

(3) 消耗部品 (コピー用紙及びステープルは除く)、保守管理部品に要する費用は受注者の負担とする。

(機器の保守)

第7条 受注者は、発注者が機器を常時正常な状態で使用できるように、受注者の技術員を機器の設置場所に派遣して機器の点検、調整を行わなければならない。

2 機器が故障した場合は、発注者の請求により、受注者はただちに技術員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

3 受注者は概ね2か月に1回程度の頻度で、定期的に点検・調整を行わなければならない。ただし、携帯電話回線等、発注者の所有するネットワークを利用することなく、遠隔にて確認、把握できる場合は、6か月に1回程度とすることができる。

(消耗品等の供給)

第8条 受注者は、受注者の技術員の点検又は発注者の通知に基づき、コピー質維持のため、受注者が必要と認めるとき、ドラム及びディベロッパーを交換する。

2 受注者は、その他の消耗品について発注者が機器を円滑に使用できるように供給する。

(料金等の請求及び支払)

第9条 受注者は、複合機ごとに当該月の枚数を算出し、モノクロについては、2台の複合機の枚数の合計に月額保守カウンター料金を乗じた金額並びに複合機ごとの月額レンタル料金に消費税額及び地方消費税額を加算し発注者に請求するものとする。この場合、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 支払いは月払いとし、各月の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受領してから30日以内に支払う。

3 受注者の技術員が点検と調整のために使用した枚数は、当該月の使用枚数から控除するものとする。

4 前項による控除後の使用枚数にモノクロ及びカラーともに定率1%を乗じた枚数を市の責めに帰さない原因による不良枚数とみなし、その数を使用枚数から控除するものとする。

(遅延損害金)

第10条 発注者は、自己の責に帰すべき理由により賃貸借料金等の支払を遅延した場合は、受注者に対し前項の期間満了の翌日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に定める割合で計算した遅延利息を加算して支払う。

(設置場所の移動)

第11条 設置場所を変更する場合は予め受注者に通知するものとする。この場合、機器の移動は受注者が実施し、これに要した費用は発注者の負担とする。

(権利義務の譲渡)

第12条 受注者はこの契約によって生ずる利益もしくは義務を第3者に譲渡又は委任してはならない。但し、発注者の承認を得た場合にはこの限りではない。

(損害賠償)

第13条 発注者が故意又は重過失によって機器に損害を与えた場合、発注者はその損害を受注者に対して賠償するものとする。

(秘密の保持)

第14条 受注者およびその社員が保守の実施および消耗品の供給にあたって知得した発注者の業務上の秘密を外部にもらし、または他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第15条 本件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において当該契約に係る歳出予算の減額又は削除のあった場合、契約の変更又は解除することがある。

2 発注者又は受注者が、契約期間中に本契約の解約を希望する場合は、相手方に対する3か月前までの書面による通知により本契約を解約できるものとする。

3 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくして本契約の条項に違反したときは、書面による通知により、本契約を解除することができる。

(機器及び消耗品等の返還)

第16条 本契約が終了した場合、発注者は機器及び消耗品等を速やかに受注者に返還しなければならない。  
この際の機械の撤去費用は受注者の負担とする。ただし、発注者の都合による契約解除の場合の撤去費用は、  
発注者の負担とする。

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合は、発注者受注者協議の上、  
円満に解決するものとする。

上記条件のほか魚沼市財務規則(平成16年魚沼市規則第49号)及び本契約書添付の設計書、図面及び仕様  
書によって契約を締結し、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有  
する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 新潟県魚沼市小出島910番地  
氏 名 魚沼市長 内田 幹夫

受注者 住 所  
氏 名